

# 「労働時間等設定改善指針」及び「育児・ 介護休業指針」参考資料

# 規制改革推進会議について

## 【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1)の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。(内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)より)

## 【委員名簿】

安念 潤司	中央大学法科大学院教授
飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
江田 麻季子	インテル代表取締役社長
大田 弘子	政策研究大学院大学教授
金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長グループCEO
古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
野坂 美穂	中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科助教
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
原 英史	政策工房代表取締役社長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長



平成28年9月12日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、それに対する答申として「規制改革推進に関する第1次答申」を決定。これを踏まえ、政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

## 2 人材分野

### ② 転職して不利にならない仕組みづくり

#### ア 法定休暇付与の早期化

必要なときに休暇を取得できることは、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持のために重要である。しかし、現行の仕組みでは、入社後半年間は法定年次有給休暇が付与されないなど、休暇利用に関する多様なニーズを満たしているとは言えず、また、結果として転職を不利なものにしている。以上の観点から、「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日)を取りまとめ、次の提言を行った。

- 1 入社後、半年間は法定年次有給休暇が付与されない現行の仕組み(7か月目に10日付与)は、勤務開始日から一定日数の年次有給休暇が付与される仕組みとすべきである。例えば、勤務開始日に1日、以後1か月ごとに1日を付与し、7か月目に4日(計10日)付与する仕組みとすることが考えられる。
- 2 入社後、法定年次有給休暇の付与日数が20日に達するまで、6年半かかる現行の仕組みは、可能な限り早期に法定年次有給休暇の付与日数が20日に達する仕組みとすべきである。例えば、入社後1年半で20日に達する仕組みとすることが考えられる。
- 3 労使協定により、入社後、半年間は子の看護休暇・介護休暇(原則、それぞれ年5日)を取得できなくすることが可能な現行の仕組みを改め、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇・介護休暇を取得できる仕組みとすべきである。例えば、仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日に1日、3か月目に1日、5か月目に1日、7か月目に2日(計5日)取得できる仕組みとすることが考えられる。

# 規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

## 3 人材分野

### ② 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	法定休暇付与の早期化	<p>「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け「労働時間等設定改善指針」(平成20年厚生労働省告示第108号)及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、「労働時間等設定改善指針」等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。</p>	<p>指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>改正指針の施行後、2年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始</p> <p>調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論</p>	厚生労働省

## 経済財政運営と改革の基本方針2017

### 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

#### 3. 消費の活性化

##### (2) 新しい需要の喚起

##### ② 観光・旅行消費の活性化

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないように対応を検討の上、2018年度(平成30年度)から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

## 未来投資戦略2017

### 第2 具体的施策

#### Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

##### 3. 観光・スポーツ・文化芸術

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 観光

##### ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

##### ケ) 休暇改革

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないように対応を検討の上、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進する。

第十次提言の取りまとめに向け、精力的に御議論をいただいておりますことに感謝申し上げます。子供たちの豊かな心や人間性を育むには、子供たちが家族とともに休日を過ごし、地域の行事に参加することなどにより、絆を深めることが重要です。また、子供時代の楽しい経験は自己肯定感を高める上でも有用であります。

（中略）

家庭や地域の教育力を高めるためには、特に、大人が子供に向き合う時間を確保することが必要であります。このため、政府としては、地域ごとの学校休業日の分散化を図る『キッズウィーク(仮称)』などの取組を進めたいと考えています。

例えば、夏休みなどの一部を他の時期に移し、月曜から金曜を休業日とすることで九連休になります。大人が子供と一緒に過ごす時間を多く確保するため、学校の休業日について、全国で一律ではなく地域の実情に合わせながら分散化しようという取組であります。例えば夏休みを短くして冬休みを長くしている地域では、その冬休みを活用することも考えられるわけであります。

ゴールデン・ウィークなどの時期、どこもかしこも交通大渋滞であります。大混雑で疲れ果てる。料金も高く出費がかさむ。ひいては出かけるのも嫌になってしまう。こういう負のサイクルを打ち破るためのチャレンジであります。この取組は教育的な効果はもちろんのこと、観光需要の平準化や地域活性化などに資することにもなります。先ほども少し申し上げましたが、実際に家族でスポーツをしたり自然の中で遊んだことが多かった人は自己肯定感が高いという調査結果もあるわけであります。

これが定着するため、企業においても有給休暇の取得を促進するなど官民を挙げて働き方改革を更に進めていくことが大切です。今後、国においては官民からなる総合推進会議の設置、地域においては関係者による協議会の設置を進め、官民挙げた休み方改革を進めてまいります。

# 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第37号) の附帯決議 (抜粋)

## 衆議院法務委員会決議(平成27年5月15日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一・二・三・四(略)

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六・七・八(略)

## 参議院法務委員会決議(平成27年6月4日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一・二・三(略)

四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。

五・六(略)